

令和4年度 秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト
業務委託企画提案競技実施要領

令和4年度 秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

令和4年度 秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務委託

2 委託する業務の内容

ふるさと納税体験型返礼品を組み合わせた秩父地域や比企地域を周遊するモデルコース開発コンテストの実施

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月20日（月）まで

4 予算額

上限 3,257千円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 参加資格

次の（１）～（８）のすべてを満たす事業者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではないこと
- （２）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと
- （３）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと
- （４）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと
- （５）民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと
- （６）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと
- （７）物品買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示870号）に基づく令和3年度・4年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA、B又はC等級として格付けされた者のうち、営業品目（小分類）が「旅行代理業務」、所在地区分が「管轄内」若しくは「準管轄内」で登録された者又は令和2年4月1日以後に国や地方公共団体、観光協会、DMO（観光地域づくり法人）と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約履行実績を有する者であること

(8) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和4年12月12日(月)	要領の公開(HPの公開)
令和4年12月12日(月)	質問受付開始
令和4年12月19日(月) 15時まで	質問受付期限
令和4年12月21日(水)	質問への回答
令和5年1月4日(水) 17時まで	企画提案競技参加申請書の提出期限
令和5年1月5日(木) 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和5年1月上旬	企画提案書等の審査
令和5年1月中旬	委託先候補者選定、契約締結

※企画提案の審査は提出された企画提案書等を用いた書面審査とし、プレゼンテーション審査は実施しない。

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法：「令和4年度 秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務委託に係る企画提案競技に関する質問書」(様式第1号)に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：「体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務」質問書(法人名)

(エ) 質問受付期間：令和4年12月19日(月) 15時まで

イ 質問への回答

質問事項への回答は令和4年12月21日(水)に県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

ア 参加表明手続き

「令和4年度 秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務委託に係る企画提案競技参加申請書」(様式第2号)1部を提出すること

イ 提出期間

令和5年1月4日(火) 17時まで(必着)

ウ 提出先

埼玉県企画財政部地域政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階南西側)

電話：048-830-2771

電子メール：a2760-02@pref.saitama.lg.jp

エ 提出方法

電子メール又は持参

※電子メールの場合は件名を以下のとおりとすること。また、必ずメールの着信確認の電話をすること

電子メール件名：「体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務」参加表明（法人名）

※持参の場合は平日の9時から17時までの受付とする。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期間

令和5年1月5日（木）17時まで（必着）

イ 提出先

埼玉県企画財政部地域政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎2階南西側）

電話：048-830-2771

ウ 提出書類

別添「令和4年度 秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務委託仕様書（公募用）」を参照の上、実施要領「8 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

エ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※「8 企画提案書等」の「（2）本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類等」については2部（正本1部、副本1部）

※正本についてはホチキス止め不要

オ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は平日の9時から17時までの受付とする。

※郵送の場合は簡易書留等文書の到達が確認できる方法とすること。

カ その他

（ア）企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）

（イ）企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成などに要する費用等）は参加希望者の負担とする。

8 企画提案書等

(1) すべての参加希望者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。

なお、様式は任意とするが、すべてA4判とすること。

ア 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

(ア) 表紙

- ・表題（令和4年度 秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務委託 企画提案書）
- ・応募者の住所、代表者氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(イ) 目次

(ウ) 提案内容等

- ・基本方針
- ・具体的な企画案（コンテストの内容等）
- ・各業務に係るスケジュール
- ・業務実施体制
- ・自社のPRできる事項、過去の実績
- ・その他必要と思われる事項

イ 見積書

経費を積算した内訳書を添付すること。

宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

ウ 法人の概要が分かるもの（既存のパンフレット等）

エ 実施要領の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第3号）

(2) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。

なお、すべてA4判とすること。

ア 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書については、提案日前3か月以内に取得したもの

イ 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び損益計算書

ウ 各納税証明書

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 類似業務実績調書（様式第4号）

「5 参加資格」の（7）令和2年4月1日以後に国や地方公共団体、観光協会、DMO（観光地域づくり法人）と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約履行実績が確認できる書類（契約書や業務完了報告書等の写し）を添付すること。

9 審査・選定

ア 県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。

イ 選定委員会による審査の結果、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に選定する。

企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

なお、審査は提案事業者から提出された企画提案書等を用いた書面審査とし、プレゼンテーション審査は実施しない。

ウ 審査の結果について、候補者及び候補とならなかった者に電子メールで速やかに通知する。

10 契約の相手方の決定方法

県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。

11 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
- オ 「8 企画提案書等」に示す提出書類がないもの
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

12 問い合わせ先

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

電話：048-830-2771

電子メール：a2760-02@pref.saitama.lg.jp